

令和 7 年 11 月 26 日  
関 東 森 林 管 理 局

関東森林管理局における一般競争入札（総合評価落札方式含む）について  
(森林土木工事、建設工事に係る調査等業務、造林・生産事業)

関東森林管理局が発注する一般競争入札において、競争参加資格申請書及び総合評価落札方式に係る技術提案書作成要領並びに技術提案書の様式（確認書類等を含む）を一部見直しましたのでお知らせします。

令和 7 年 12 月 1 日以降に入札公告を行う事業から適用となりますので、下記のアドレスから最新のデータをダウンロードして下さい。

1 一般競争入札における競争参加資格確認申請書の様式

（国有林野事業における森林土木（治山・林道）工事、建設工事に係る調査等業務及び造林・生産事業）

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/sinnsei-yosiki.html>

2 総合評価落札方式に関する各種技術提案書作成要領及び様式

（1）治山・林道工事

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/teiansyo-youryou.html>

（2）建設工事に係る調査等業務（治山・林道コンサルタント業務）

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/teiansyo-youryou.html>

（3）造林・素材生産請負事業（※今回改正等はありません。）

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/241217.html>

3 留意点（競争参加資格申請書）

（1）建設工事の請負業者と監理技術者等の直接的かつ恒常的雇用関係の確認については、これまで健康保険被保険者証等の資料により確認していたところですが、マイナンバー法等の一部改正法（令和 5 年法律第 48 号）により、健康保険被保険者証の新規発行が行われないことを踏まえ、確認書類を「健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書」等に見直しました。なお、これまでどおり監理技術者資格者証の写し又は実務経歴書等を確認資料として提出して頂くことは可能です。

（2）造林事業及び素材生産事業の配置予定従業員の健康保険、年金保険及び雇用保険の加入状況を証明する書類についても上記（1）と同様の理由により「健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し」、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し」に見直しております。

（3）調査等業務に係る競争参加資格確認申請書の添付資料を省略する場合は、同一の発注者（森林管理署長等）に提出した場合に限ります。

なお、技術提案書の添付資料については、これまでどおり関東森林管理局管内の森林管理署等へ提出した確認資料をもって、添付資料を省略することができます。

#### 4 留意点（技術提案書）

建設工事に係る配置予定技術者の施工経験に係る評価対象期間について、国の機関が発注した施工経験に限り過去3年度間から過去15年度間まで拡大（地方公共団体については過去3年度間まで）する等、評価基準を一部見直しました。

このことに伴い、当該評価基準に該当することとなった場合（未提出の場合）には、技術提案書提出資料（様式4：配置予定技術者の資格・工事経験）に記載するとともに確認資料を新たに提出して下さい。確認資料を省略した場合は、提出済みの資料をもって評価することになります。

お問い合わせ

関東森林管理局経理課

TEL：027-210-1149